

京都市立病院における医療事故に係る公表基準について

1 目的

京都市立病院（以下「病院」という。）における医療事故について，市民に情報の提供を行い，病院の透明性の確保を図ることにより，市民に信頼され，安心して医療が受けられる安全管理体制を確立していくため，医療事故に係る公表基準を定める。

2 障害区分

医療事故について，結果の重大性により次のとおり区分する。

	区 分	内 容	
イン シ デ ン ト		医療事故が起こる前に気がついた場合	
	レベル0	a	仮に起こっていた場合，影響は小さかったと考えられる。 （軽微な処置・治療が必要又は不要）
		b	仮に起こっていた場合，影響は中等度と考えられる。 （濃厚な処置・治療が必要）
		c	仮に起こっていた場合，影響は大きいと考えられる。 （死亡もしくは重篤な状況）
	レベル1	医療事故が起こったが，影響がなかった場合	
	レベル2	医療事故により，軽微な処置・治療（消毒，湿布，鎮痛剤投与など）を要した場合	
ア ク シ デ ン ト	レベル3	医療事故により，処置・治療を要したが，永続的な障害が残らなかった場合	
	レベル4	医療事故により，永続的な障害が残った場合	
	レベル5	医療事故による死亡	

注1 医療事故

医療に関わる場所で，医療の全過程において発生する人身事故一切を包含し，医療従事者が被害者である場合や患者自身の行為による転倒・転落も含む。

3 公表基準

発生した医療事故等について、結果の重大性により次のとおり区分する。

なお、患者及びその家族の個人情報保護に十分な配慮を講じるとともに、患者及びその家族の意思を最大限尊重する。

	区 分		内 容
インシデント	レベル0	a	行為別に件数を公表
		b	
		c	
	レベル1		
レベル2			
アクシデント	レベル3	個別事例ごとに公表	
	レベル4		
	レベル5		
		個別事例ごとに公表：重大な事例は原則報道機関公表	

4 公表する方法

- (1) 病院ホームページを用いて公表を行う。
- (2) 重大な事例は、病院ホームページへの掲載の他、患者及びその家族等の同意のある範囲内で報道機関に公表する。
- (3) 日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集等事業要綱」及び「病院機能評価認定に関する運用要項」に準じて、日本医療機能評価機構に報告書を提出する。

5 公表する時期

- (1) ホームページへの公表は、原則として年2回（5月及び11月）公表する。
- (2) 報道機関への公表は、可及的速やかに行う。

6 公表の手続

公表については、院内に設置する医療安全管理委員会で決定する。

平成 23 年 4 月 1 日作成
平成 25 年 4 月 1 日作成
平成 27 年 12 月 1 日作成
平成 30 年 8 月 1 日作成